新型コロナウイルス感染症における 405 事業の運用方針について

経営改善計画策定支援事業（以下、「405 事業」といいます）等の業務運営につきまして、大変お世話になっております。新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます）対策としての 405 事業に係る運用方針について、以下のとおりご案内申し上げます。

1．405 事業運用の基本的な考え方

(1) 405 事業利用中の中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」といいます）事業の利用について

① これまでの考え方

これまでは、405 事業利用中に協議会事業を利用する場合、405 事業と協議会における再生計画策定支援事業との重複を避けるため、協議会事業を利用する際に 405 事業の利用申請を取下げることとしていました。

② 新型コロナを踏まえた変更後の考え方

405 事業利用中であっても、405 事業の利用申請を取下げることなく、協議会における「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援（以下、「特例リスケ支援」といいます）」を利用可能とします。405 事業は、利用申請の有効期限（利用申請決定から 2 年）内に支払申請を行うことを原則とします。

(2) 新型コロナを踏まえた 405 事業の運用について

これまでは、過去に 405 事業を利用した事業者は 405 事業の対象外としていましたが、過去に 405 事業を利用した事業者であっても新型コロナの影響を受けた事業者については、405 事業の対象とし、405 事業の再利用を認めます。

405 事業の再利用申請時は、利用申請書に代わり「再利用申請書」を提出することとします。

① 経営改善計画を策定し、モニタリング中の事業者

新型コロナの影響により計画対比で実績が大きく下振れしてしまった等により 405 事業のモニタリングの継続利用が困難で、事業者と認定支援機関連名で事業終了の希望をセンターに提出した場合は、モニタリングを終了することを認めます。

② 経営改善計画を策定し、モニタリングも完了している事業者

新型コロナの影響を受けた事業者は、過去に 405 事業を利用していても 405 事業の対象とし、再利用を認めます。

(3) 費用負担の上限額は、過去の利用実績を引継ぎます。

複数回の 405 事業の利用であっても､1 事業者に対する費用負担額は上限額の範囲(200 万円）で支払います。

なお、企業規模による総費用の基準は 1 回の利用に対する基準となるため、当初利用時と再利用時の合算金額が基準を超過することは問題ございません。

【費用負担上限額のイメージ】

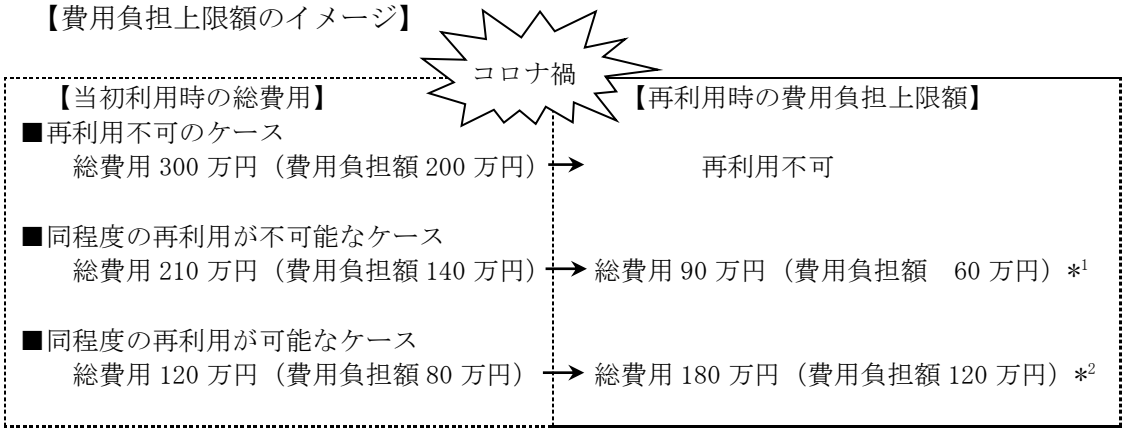

*1 申請者負担割合が増加することを、申請者が許容できるのであれば当上限を超えての申請も可能です。

*2 当初利用時と同程度の申請を想定しています。企業規模の基準を超えて申請がある場合は、通常どおり合理性の確認をお願いします。

(4) 405 事業の中断と支払申請について

支払申請手続において、支払申請に必要な書類が揃っていない場合には支払申請は受理できません。(経営改善支援センター事業実施要領 8. (3) 参照)

※新型コロナの影響を受けていることをもって、申請書類の一部を免除することはいたしません。

2. 留意事項

(1) 405 事業利用中の事業者は、利用申請から 2 年以内に支払申請をして頂くことを原則としますが、個別の事案に応じて延長や取下げについてもご相談下さい。

(2) 資金繰りに急を要する事業者様は、まずは協議会の「特例リスケ支援」制度をご検討いただきますようお願いいたします。

(3) プレ 405 事業については、新型コロナを踏まえた運用の変更はなく、現行の運用のままとします。

以　上